

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 国家戦略特別区域法に法律の特例を加える改正規定の一部削除

- 1 公立国際教育学校等管理事業について、学校教育法等の特例を設ける規定を削除すること。
- 2 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業について、出入国管理及び難民認定法の特例を設ける規定を削除すること。
- 3 国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業について、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の特例を設ける規定を削除すること。

二 国家戦略特別区域計画への総合特別区域法に規定する特定国際戦略事業及び特定地域活性化事業等の追加等

- 1 国家戦略特別区域会議は、国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要と認めるときは、国家戦略特別区域計画に、総合特別区域法に規定する一定の特定国際戦略事業又は特定地域活性化事業、規制の特例措置の内容等を記載することができるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、1の記載のある計画について認定の申請があった場合において、国家戦略特別区域基本方針等に適合するものであると認めるときは、計画の認定をするものとする。
- 3 2の認定を受けた計画（1の記載に係る部分に限る。）については、当該認定を総合特別区域法に規定する認定とみなして同法に規定する規制の特例措置を適用するものとする。

三 その他

その他所要の規定を整備すること。